

旧渡瀬小学校利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和8年 7月17日

神川町総合政策課

1. 調査の目的

旧渡瀬小学校は、令和7年3月末をもって神川町立青柳小学校に統合され、現在は廃校となっています。

学校跡地の利活用については様々なものがあることから、町では、地域のニーズを把握するとともに、実現可能性を踏まえた活用方法を検討する必要があると考えています。

つきましては、民間事業者の皆様との対話及び意見交換を通じて、民間事業者等による新たな活用に関するアイデアや活用するための事業条件等を把握し、今後の活用方針を検討する上で参考とすることを目的として、サウンディング型市場調査を実施します。

なお、本調査は旧渡瀬小学校の利活用に関する可能性を調査するものであり、提案があった内容で必ず貸付・売却・譲渡するものではありません。

2. 対象用地・施設の概要

所在地	埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬540-1	
敷地面積	約12,000㎡ 主要施設面積 校舎 1,141㎡（延床面積1,956.84㎡） 体育館 799㎡（延床面積 717.20㎡） 運動場 約3,000㎡	
建物概要	校舎	昭和54年建築 鉄筋コンクリート陸屋根造4階建 平成9年改修工事実施
	体育館	昭和55年建築 鉄骨造鉄筋葺2階建
	※その他 屋外プール、屋外トイレ、その他物置等附属建物	
土地建物の権利状況	土地：町所有 建物：町所有	
都市計画法等による制限	用途地域	無指定
	容積率	200%
	建ぺい率	60%
供給設備	上水道	公営水道 ※老朽化により一部のみ使用可。
	下水道	公共下水道
	電気	東京電力
接面道路	東側：町道7160号線 幅員8.1m 西側：町道7195号線 幅員2.5m 南側：町道7192号線 幅員3.8m 北側：町道7194号線 幅員1.7m	

交通	鉄道	J R 八高線 丹荘駅 から 6. 6 Km
	自動車	関越道 上里スマート I C から 11. 6 Km
現在の利用状況	校舎	一般社団法人おかえり集学校による P C ・スマホ相談、レンタルスペース等（1 階のみ）
	体育館	町内スポーツ団体への貸し出し
	グラウンド	町内スポーツ団体への貸し出し
備考	災害時における避難所兼避難場所（水害を除く）に指定 ・校庭に閉校記念碑あり ・洪水浸水想定区域（0. 5 m ～ 3. 0 m）	



- ①校舎
②体育館
③グラウンド
④屋外プール

神川町の位置・地勢



3. スケジュール

実施要領の公表	令和8年7月17日（金）
現地見学会の受付期間	令和8年8月19日（水）17時まで
現地見学会の開催	令和8年8月21日（金）10時から
サウンディング調査（対話）参加申込期限	令和8年8月26日（水）17時まで
サウンディング調査実施日時及び場所連絡	令和8年8月28日（金）まで
サウンディング調査の実施	令和8年8月31日（月）～9月3日（木）
実施結果概要の公表	令和8年10月上旬を予定

4. 現地見学会の実施

下記日程にて現地（旧渡瀬小学校）見学会を実施します。

（1）申込方法等

受付期間：令和8年8月19日（水）17:00 まで

申込方法：様式1「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールの件名を「【団体名】現地見学会申込」とし、「9 連絡先」記載の担当宛てにメールで提出してください。

（2）開催日時及び場所

日時：令和8年8月21日（金）10:00

場所：旧渡瀬小学校

（3）留意事項

- ・お車でお越しの際は旧渡瀬小学校の駐車場をご利用ください。
- ・現地見学会へ参加しなくても、サウンディング型市場調査への参加は可能です。
- ・参加希望者がいない場合は現地見学会は実施しません。
- ・上記日程で参加が難しい場合はご相談ください。

5. サウンディング調査の内容

（1）参加資格

個別対話に参加することができる民間事業者は、旧渡瀬小学校の利活用による事業に関心があり、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

法人及び個人事業の規模や営利、非営利は問いません。なお、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を1者選定してください。また、対話の参加者は1エントリーにつき最大3名までとします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は参加が認められません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による

更生手続き開始の申立てを含む。) がなされている者。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者。

また、暴力団員及びその利益となる活動を行なっている者が含まれている者。

オ 税を滞納している者

カ その他、事業の実施主体として適当でないと町長が認める者

（2）サウンディング調査の項目

ア 実施する事業内容、整備する施設内容（施設種別、規模等）

イ 事業方式（管理・運営方法等）

ウ 土地活用方式（購入、定期借地（設定期間）等）

エ 既存施設の活用（再利用、改築等）

オ 利活用の諸条件に関する提案

カ 期待される効果

キ 事業実施に当たり神川町に期待する支援や配慮してほしい事項

6. サウンディング調査の実施

（1）申込方法等

受付期間：令和 8 年 8 月 26 日（水）17:00 まで

申込方法：以下の様式に必要事項を記入の上、電子メールの件名を「【団体名】サウンディング型市場調査参加申込」とし、「9 連絡先」記載の担当宛てにメールで提出してください。

【提出書類】

- ・様式 2 「サウンディング型市場調査参加申込書」
- ・様式 3 「利活用提案書」

（2）開催日時及び場所

日時：令和 8 年 8 月 31 日（月）～令和 8 年 9 月 3 日（木）

場所：神川町役場 2 階会議室

（都合により対面での参加ができない場合はオンラインでの参加も可。）

※ 詳細な日時は参加申込書に記載いただいた担当者のメールアドレスにお送りします。なお、ご希望いただいた日程での調査が難しい場合は個別に調整させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

※ 上記期間での調整が難しい場合はご相談ください。

（3）実施方法

- ・申込時に提出いただいた様式 3 「利活用提案書」を基に調査を実施します。
- ・調査時間は、1 団体当たり 45 分～60 分を目安とします。

7. 本調査に関する質問

実施要領等、本調査に関して質問がある場合には、下記期間に様式4「質問書」に必要事項を記入の上、電子メールの件名を「【団体名】サウンディング型市場調査質問」とし、「9 連絡先」記載の担当宛てにメールで提出してください。

(1) 質問受付期間

令和8年8月14日（金）17:00 まで

(2) 回答方法

令和8年8月19日（水）までに電子メールで回答します。

(3) その他

実施要領等、本調査に関係のない事項等に対する質問には回答いたしません。

8. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

対話は、参加事業者のアイディアやノウハウの保護のため、応募された事業者またはグループごとに個別に非公開で実施します。

民間事業者より提案された内容が公募条件等に採用された場合でも、後に公募による事業者選定を行う際の特別な加点等の優位性を持つものではありません。また、本調査への参加実績が、今後事業者募集等を実施した場合における優位性を持つものではありません。

提出資料の著作権は参加事業者に帰属しますが、提出資料の返却はいたしません。本調査と関係のないご提案など対話の趣旨からはずれた内容についての提案があった場合、当該事業者との対話を実施しない（中断する）場合があります。

(2) 参加に関する費用

本調査への参加に係る費用（現地見学会やサウンディング型市場調査へ参加する際の交通費や書類作成経費など）は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話等への協力

個別対話後、必要に応じて追加対話や文書照会を行うことがあります。その際は、ご協力をお願いします。

(4) 実施結果等の公表

対話の実施結果については、概要を町のホームページで公表します。公表にあたっては、参加事業者のアイディアやノウハウの保護のため、事前に参加事業者に公表内容について確認を行います。対話に参加した民間事業者の名称については、事業者名の公表に関して承諾の得られた事業者名のみ公表します。

(5) 今後について

本調査結果は、今後の活用方針検討のために活用させていただきます。活用事業者の公募実施を必ずしも約束するものではありません。

9. 連絡先

神川町総合政策課企画調整担当

〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

電 話：0495-77-0701

FAX：0495-77-3915

E-mail：sousei@town.kamikawa.saitama.jp